別紙１

入札保証金について

（入札保証金）

１　入札参加者は、８、９、１０により入札保証金を免除される場合を除いて、入札書の提出期限までに、所定の手続に従い、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金」という。）を彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に納付又は提供しなければならない。

（入札保証金の額）

２　入札保証金の額は、入札金額の１００分の１１０に相当する金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の１００分の５以上（１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の額とする。

（入札保証金の納付）

３　入札参加者が入札保証金を納付する場合には、入札保証金相当額（２の額）を次のいずれかの金融機関に払い込むこと。

この場合、納付が確認できる書類（写し可）を入札書の提出期限までに協議会事務局宛てに提出すること。

埼玉りそな銀行　県庁支店　普通　３５６５５８７
口座名義　彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会長　大野元裕

武蔵野銀行　県庁前支店　普通　００４６５７５
口座名義　彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会長　大野元裕

（入札保証金に代える担保の提供）

４　入札参加者は、入札保証金に代える担保を提供する場合には、様式５の１「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、入札書の提出期限までに協議会事務局宛て提出すること。入札保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等＊が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等＊が引受け、保証	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によっ

	又は裏書をした手形	て割り引いた金額
オ	銀行等＊に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	保険事業会社及び銀行等＊の保証	その保証する金額

＊　上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

（入札保証金の還付）

5　入札終了後、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。

（１）３により入札保証金を納付している場合には、協議会事務局により納付金の確認後、様式１０「請求書」の提出により還付する。

（２）４により担保を提供している場合には、様式５の３「保管有価証券還付請求書」及び様式５の２「保管有価証券受領書」の提出により還付する。

（落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属）

6　契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときには協議会に帰属する。

（契約保証金への充当）

7　落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

（保険契約に基づく入札保証金の免除）

8　財務規則第９３条第２項第１号の規定に基づき、保険会社との間で協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、様式６の１「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、入札書の提出期限までに協議会事務局宛てに提出すること。

この場合、契約の相手方が決定したとき協議会は、様式６の３「保証保険証書還付請求書」及び様式６の２「保証保険証書受領書」の提出により当該保険証書を還付する。

（契約保証に基づく入札保証金の免除）

9　財務規則第９３条第２項第２号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした入札参加者が入札保証金納付の免除を希望する場合には、入札書の提出期限ま

でに協議会事務局宛て当該事項を証明する書類を提出すること。

（国等との契約履行実績に基づく入札保証金の免除）

10　財務規則第９３条第２項第３号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の４月１日以後に数回以上全て誠実に履行した競争入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、様式９「官公庁との契約実績確認書」に必要な書類を添え、入札参加資格申請時に添付して提出すること。